

育児休業手当金請求書

| | |
|-------|---|
| 新規・変更 | <input type="checkbox"/> 8週間以内（__回目） |
| | <input type="checkbox"/> 8週間超1歳まで（__回目） |
| | <input type="checkbox"/> 1歳6月まで |
| | <input type="checkbox"/> 2歳まで |

| | | | | | |
|----------|---------|-------|------------------|---------|--|
| 組合員証記号番号 | | 組合員名前 | | 所属機関 | |
| | | | | 名称 | |
| | | | | 所在地 | |
| 新規 | 育児休業の初日 | 年 月 日 | 育児休業手当金の請求期間 | 年 月 日から | |
| | 育児休業の末日 | 年 月 日 | | 年 月 日まで | |
| 変更 | 育児休業の初日 | 年 月 日 | 変更後の育児休業手当金の請求期間 | 年 月 日から | |
| | 育児休業の末日 | 年 月 日 | | 年 月 日まで | |

| | |
|--|--|
| 育児休業対象児が1歳に達した日後の期間を請求する場合の理由 （施行規則第2条の5の5の規定に該当） | 1 保育所等における保育が実施されないこと 2 養育を予定していた配偶者の死亡 3 養育を予定していた配偶者の負傷・疾病等 4 養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居 5 養育を予定していた配偶者の産前産後休業等 6 本請求とは別の子に係る産前産後休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該産前産後休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなった 7 介護休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該介護休業に係る対象家族が死亡もしくは離婚等により組合員との親族関係が消滅した 8 本請求とは別の子に係る新たな育児休業を開始したことにより本請求に係る子についての育児休業を終了した場合で、当該新たな育児休業に係る子の全てが死亡又は組合員と同居しないこととなったもしくは養子縁組等が成立しなかった |
|--|--|

育児休業対象児が1歳2か月に達する日までの期間を請求する場合（パパママ育休プラス）

| | | | | | |
|--------|--|--------------|---------------------------|------------|--------------------|
| 配偶者の名前 | | 配偶者の組合員証記号番号 | ※配偶者が組合員の場合のみ記入 記号 第 号 | 配偶者の育児休業期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
|--------|--|--------------|---------------------------|------------|--------------------|

| | |
|---------------|-------|
| 育児休業に係る子の生年月日 | 年 月 日 |
|---------------|-------|

| | | | | |
|-------------|----|---|------|--------|
| 標準報酬の等級及び月額 | 等級 | 円 | 給付日額 | * 円 |
| 請求額 | | 円 | | |

上記のとおり請求します。
 広島県市町村職員共済組合理事長 様
 年 月 日
 請求者名前

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。
 年 月 日
 所属所長 職 名
 名 前

| | | | | | |
|---------|------------------|------|-----|-----|---|
| 共済組合受付印 | 上記のとおり決定してよろしいか。 | | | | |
| | 課 長 | 課長補佐 | 係 長 | 主 務 | 係 |
| | | | | | |

(注)

- 1 組合員証記号番号欄には、組合員証の記号番号又は個人番号を記入してください。
- 2 育児休業の開始月に、辞令の写を添付して提出してください。
- 3 所属所長は、毎月、育児休業の翌月に、育児休業に関する育児休業実績報告書を提出してください。
- 4 育児休業の期間に変更があった時は、変更の期間を記入し、辞令の写しを添付して提出してください。
- 5 育児休業手当金の支給期間が地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の5に該当することにより、対象児が1歳6か月に達する日までの期間に延長されたときは、理由欄の該当する番号を○で囲み、それぞれ必要な書類を添付して提出してください。
- 6 育児休業手当金の支給期間が地方公務員等共済組合法第70条の2第2項に該当することにより、対象児が1歳2か月に達する日までの期間に延長されたときは、配偶者が取得している育児休業等の内容がわかる書類を添付してください。
- 7 給付日額が雇用保険法第17条第4項第2号ハに定める額に相当する額（当該額が同法第18条の規定により変更された場合には、当該変更された後の額）×30×50/100×1/22を超えるときは、当該額を給付上限相当額として算定します。

(この請求書に記入された事項は、電子計算組織に登録し処理を行います。)